

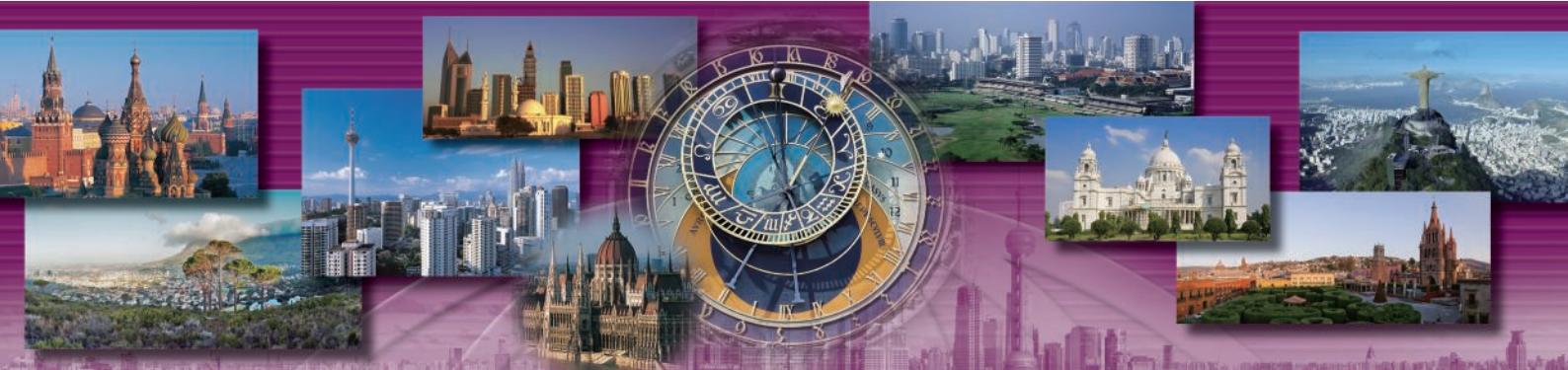
ラッセル・インベストメント新興国増配優良株

A(米ドル円ヘッジ) / B(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(交付目論見書)

2022年3月4日



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
ラッセル・インベストメント 新興国増配優良株 A (米ドル円ヘッジ)	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	エマージング	ファミリー ファンド	なし(注)
ラッセル・インベストメント 新興国増配優良株 B (為替ヘッジなし)								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

※「ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 A(米ドル円ヘッジ)」を「A(米ドル円ヘッジ)」または「A」、「ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 B(為替ヘッジなし)」を「B(為替ヘッジなし)」または「B」ということがあります。また、2つのファンドを総称して「当ファンド」ということがあります。

(注)「A(米ドル円ヘッジ)」は原則として対米ドルで為替ヘッジを行いますが、米ドルと実質的に組入れている新興国通貨との為替変動の影響を受けるため、属性区分を「為替ヘッジなし」としています。

- ◆本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ◆この目論見書により行う「ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 A(米ドル円ヘッジ)」および「ラッセル・インベストメント新興国増配優良株 B(為替ヘッジなし)」の募集については、発行者であるラッセル・インベストメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年3月3日に関東財務局長に提出しており、2022年3月4日にその効力が生じております。
- ◆当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、当ファンドの信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ◆請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ◆当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ◆当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ◆当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ◆ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

●設立年月日: 1999年3月9日 ●資本金: 4億9,000万円(2021年12月末現在)

●運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1,606億3,113万円(2021年12月末現在)

照会先

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- 1** 今後さらなる経済成長が期待される新興国^{*1}の株式等^{*2}に投資します。
- 2** 原則として5年以上^{*3}増配を継続している企業の中から配当成長性の高い企業^{*4}を厳選します。

- 株式等の運用は「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。
- マザーファンドにおける株式等の運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シー」に委託します。
- 株式等の実質的な組入比率は原則として高位を維持します。

*1 MSCIエマージング・マーケットIMIインデックス(当インデックスは時価総額や流動性基準において一定の要件を満たした銘柄から構成されています。)の構成国・地域を投資対象とします。

*2 DR(預託証書)を含みます。DRとはDepositary Receiptの略で、ある国の発行企業の株式を、当該国外の市場で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

*3 増配継続期間を5年未満とすることがあります。

*4 一定期間にわたり増配を継続している企業を増配優良企業、また増配優良企業が発行する株式を増配優良株とします。

増配を継続しているか否かは、各企業の配当データを同一の基準で評価するために、毎年5月末時点から過去1年間ににおける1株あたり配当金額を当該企業のその年の配当金とみなして、ラッセル・インベストメント独自の基準に基づき判断します。なお、当該増配継続企業が、今後も増配を継続するとは限りません。

ポートフォリオ構築プロセス

投資候補ユニバース
(MSCIエマージング・マーケットIMIインデックス)
25カ国・地域／約3,200銘柄^{*1}

原則5年以上にわたり
増配を継続している
企業の株式を選定^{*2}

流動性の低い
銘柄を除外

投資対象候補銘柄

配当成長性がより高い
企業の株式を選定

ポートフォリオ
約150銘柄^{*3}

投資対象国・地域(25カ国・地域)^{*1}

・中国	・インド	・インドネシア
・韓国	・マレーシア	・フィリピン
・台湾	・タイ	・ブラジル
・チリ	・コロンビア	・メキシコ
・ペルー	・チェコ	・ギリシャ
・ハンガリー	・ポーランド	・ロシア
・エジプト	・カタール	・サウジアラビア
・南アフリカ	・トルコ	
・U A E (アラブ首長国連邦)		・クウェート

*上記のすべての国・地域に投資するとは限りません。また、規制、実務上の制約等により投資できない国・地域が含まれる場合があります。

*1 2021年12月末現在。なお、投資対象国・地域は、原則年1回見直しを行います。

*2 増配継続期間が5年未満の企業に投資することができます。

*3 組入銘柄の入れ替え期間中や投資先の企業に変化があった場合等においては、組入銘柄数が150銘柄から大幅に変動することがあります。

注1:ポートフォリオの組入銘柄の入れ替えは、原則として年1回とします。

注2:ポートフォリオ構築プロセス、ポートフォリオの組入銘柄数は今後見直される場合があります。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

3

対米ドルで円ヘッジを行う「A(米ドル円ヘッジ)」と、為替ヘッジを行わない「B(為替ヘッジなし)」があります。^(注)

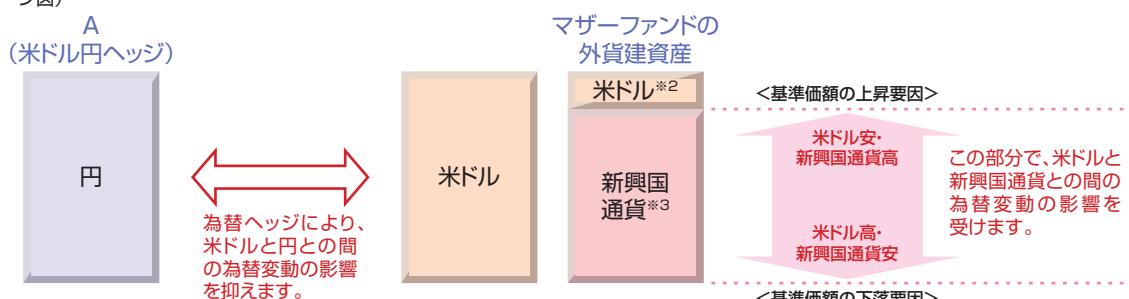
(注)販売会社によっては、「A(米ドル円ヘッジ)」もしくは「B(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

■ 「A(米ドル円ヘッジ)」は、原則として対米ドルで円ヘッジ^{*1}を行います。これにより実質的に米ドルから新興国の株式に投資した場合と同様の効果が得られますが、米ドルと新興国通貨との間の為替変動の影響を受けることになります。

なお、「A(米ドル円ヘッジ)」では、為替ヘッジの運用指図に関する権限を「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シー」に委託します。

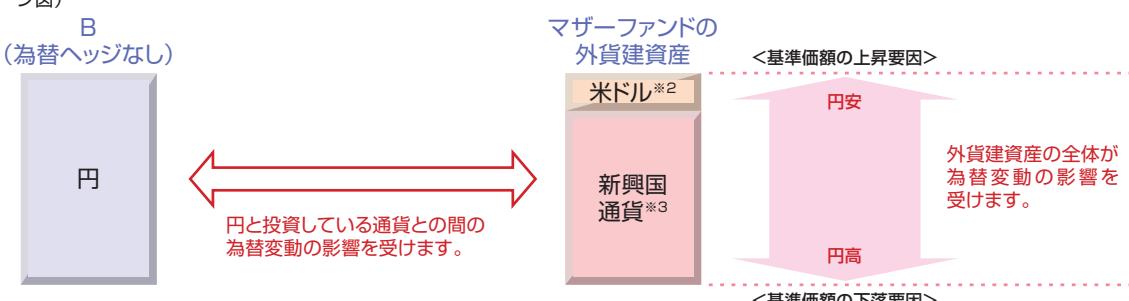
*1 対米ドルで円ヘッジを行う際、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合にはその金利差がコスト(損失)となります。逆の場合には、その金利差が収益となります。

(イメージ図)



■ 「B(為替ヘッジなし)」は、原則として為替ヘッジを行いません。そのため、円と投資している通貨との間の為替変動の影響を受けることになります。

(イメージ図)



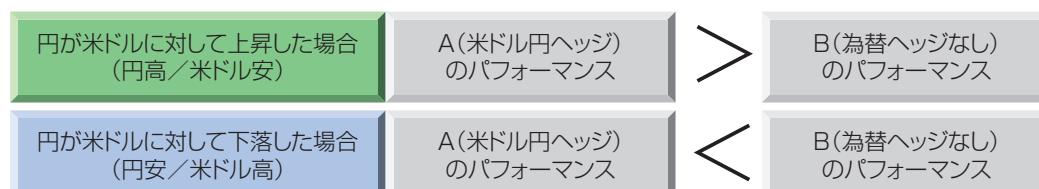
*2 マザーファンドでは米ドル建て等のDR(預託証書)に投資することができます。

*3 マザーファンドで投資する中国株式は香港ドル建て、米ドル建てまたはオフショア人民元建てとなります。

(注)香港ドル等、一部の通貨は米ドルに連動するペッグ制を採用しており、ペッグ制が維持される限り、当該通貨の米ドルとの間の変動幅は限定的になるものと想定されます。(2021年12月末現在)

■ 「A(米ドル円ヘッジ)」と「B(為替ヘッジなし)」の間の相対パフォーマンスの優劣は、円／米ドル相場の動きに影響を受けます。

円が米ドルに対して上昇した場合(円高／米ドル安)、「A(米ドル円ヘッジ)」のパフォーマンスは「B(為替ヘッジなし)」のパフォーマンスを上回り、円が米ドルに対して下落した場合(円安／米ドル高)、「B(為替ヘッジなし)」のパフォーマンスは「A(米ドル円ヘッジ)」のパフォーマンスを上回ることが想定されます。



資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

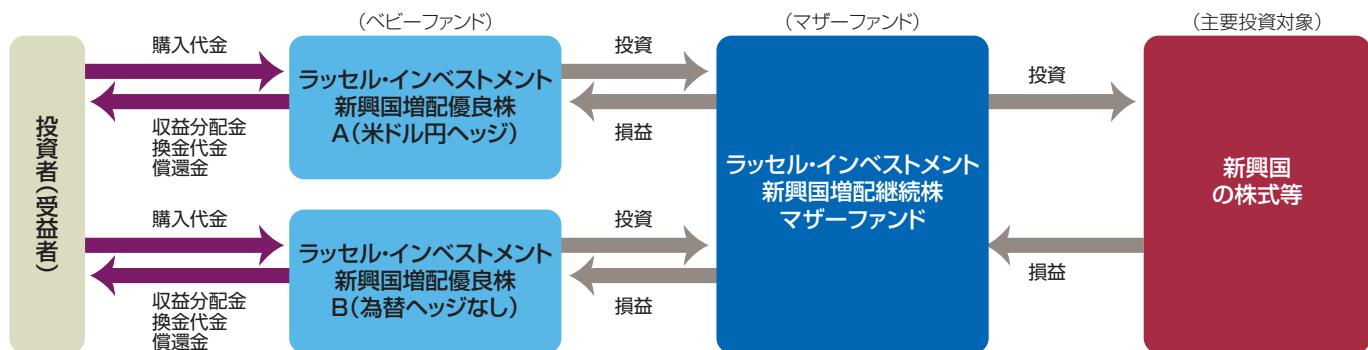


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ スイッチング

「A(米ドル円ヘッジ)」と「B(為替ヘッジなし)」の間でスイッチングができます。
(販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。)

■ 分配方針

毎決算時(毎年3月、6月、9月および12月の各3日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

◆ 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

◆ 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

◆ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。
株式の発行会社の信用リスク	株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	<p>●A(米ドル円ヘッジ) 実質組入外貨建資産に対して、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図りますが、投資する新興国通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けることになります。したがって、投資する新興国通貨が米ドルに対して安くなった場合(米ドル高／新興国通貨安になった場合)には、「A(米ドル円ヘッジ)」の基準価額が下落する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際、円金利が米ドルの金利より低い場合には、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。</p> <p>●B(為替ヘッジなし) 実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、「B(為替ヘッジなし)」の基準価額が下落する要因となります。特に新興国通貨における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。</p>
カントリーリスク	新興国では、政治、経済、社会情勢の変化等により金融市场に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等の影響が先進国以上に大きくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。 また、新興国では他に以下のようないリスクがあります。 <ul style="list-style-type: none">・ 税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることがあります。・ 有価証券の売却時における課税のタイミングの違いによる影響等が生じることがあります。・ 情報の開示等が先進国に比較して充分ではない、あるいは正確な情報の入手が遅延することがあります。・ 法制度(市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達なこと等から、決済の遅延・不能等が発生することがあります。
流動性リスク	当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入有価証券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に新興国では、一般的に先進国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いこと等から、当該影響は先進国以上に大きくなる可能性があります。
市場動向と乖離するリスク	設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況(流動性リスク管理を含む)を中心にモニタリングしています。

モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

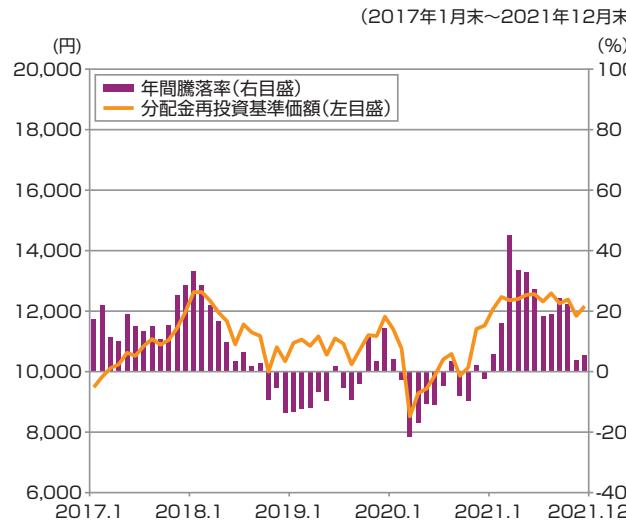


投資リスク

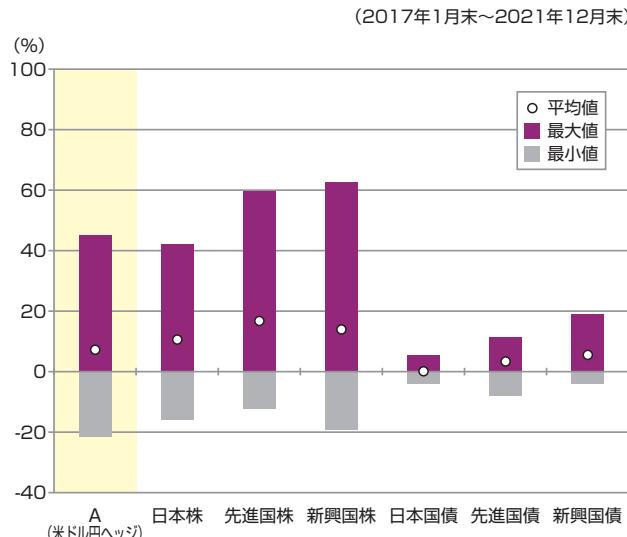
参考情報

《A(米ドル円ヘッジ)》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



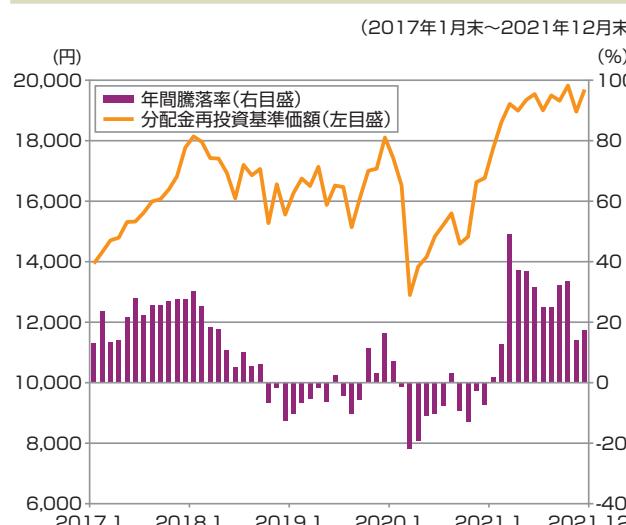
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



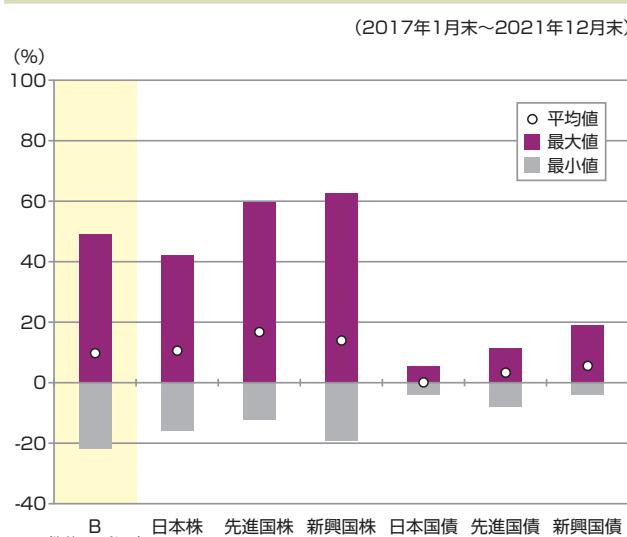
(単位:%)	A (米ドル円ヘッジ)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.2	10.6	16.8	13.9	0.1	3.3	5.5
最大値	45.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.2
最小値	-21.5	-16.0	-12.4	-19.4	-4.0	-7.9	-4.2

《《B(為替ヘッジなし)》》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位:%)	B (希望ベッジなし)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	9.7	10.6	16.8	13.9	0.1	3.3	5.5
最大値	49.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.2
最小値	-21.8	-16.0	-12.4	-19.4	-4.0	-7.9	-4.2



投資リスク

参考情報

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※前頁左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※前頁右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、前頁右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指標を使用しています。なお、各指標については、「投資候補ユニバースと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標について」をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)

先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

<投資候補ユニバースと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標について>

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指標値および商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、すべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

◆MSCIエマージング・マーケットIMIインデックス

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)／MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



運用実績 (2021年12月末現在)

基準価額・純資産の推移 (設定日(2012年9月28日)～2021年12月末)

A(米ドル円ヘッジ)



分配の推移

決算期	A(米ドル円ヘッジ)
第33期 (2020年12月)	0円
第34期 (2021年3月)	180円
第35期 (2021年6月)	300円
第36期 (2021年9月)	100円
第37期 (2021年12月)	0円
設定来累計	2,580円

B(為替ヘッジなし)



決算期	B(為替ヘッジなし)
第33期 (2020年12月)	0円
第34期 (2021年3月)	700円
第35期 (2021年6月)	650円
第36期 (2021年9月)	200円
第37期 (2021年12月)	0円
設定来累計	7,280円

※分配金は1万口当たり、税引前。

※基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況 ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド

資産状況

	比率
株式等	95.7%
現金等	4.3%
合計	100.0%

※各比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

※「株式等」には、実質的に株式に近い動きをする株式関連金融商品等を含みます。

※「現金等」には、100%から「株式等」を差し引いた値を記載しています。

※国・地域は「MSCIエマージング・マーケットIMIインデックス」の分類で区分しています。

※業種はMSCIが採用する世界産業分類基準(GICS)の11セクターで区分しています。世界産業分類基準(GICS)はMSCIとS&Pが開発したものであり、MSCIとS&Pの独占的な財産です。

「世界産業分類基準(GICS)」はMSCIとS&Pのサービス・マークです。

※比率は各項目で四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

国・地域別比率

国・地域	比率
1 中国	30.4%
2 インド	16.6%
3 台湾	14.6%
4 韓国	13.1%
5 メキシコ	8.7%
6 南アフリカ	4.4%
7 ブラジル	2.3%
8 タイ	2.1%
9 ロシア	1.1%
10 ギリシャ	1.1%
その他国・地域	1.4%
現金等	4.3%
合計	100.0%

通貨別比率

通貨	比率
1 香港ドル	30.5%
2 インドルピー	16.6%
3 新台湾ドル	14.6%
4 韓国ウォン	13.1%
5 メキシコペソ	8.8%
6 南アフリカランド	4.5%
7 米ドル	3.1%
8 ブラジルレアル	2.3%
9 タイバーツ	2.1%
10 ユーロ	1.1%
その他通貨	1.5%
日本円	1.9%
合計	100.0%

業種別比率

業種	比率
1 コミュニケーション・サービス	17.9%
2 金融	15.7%
3 情報技術	12.6%
4 素材	11.3%
5 生活必需品	11.1%
6 エネルギー	6.0%
7 資本財・サービス	5.7%
8 不動産	5.4%
9 公益事業	4.8%
10 一般消費財・サービス	3.6%
11 ヘルスケア	1.8%
現金等	4.3%
合計	100.0%

- 各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。



運用実績 (2021年12月末現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	通貨	業種	比率
1	アメリカ・モビル	メキシコ	メキシコペソ	コミュニケーション・サービス	6.7%
2	リライアンス・インダストリーズ	インド	インドルピー	エネルギー	5.4%
3	ネイバー	韓国	韓国ウォン	コミュニケーション・サービス	5.0%
4	ヒンドゥスタン・ユニリーバ	インド	インドルピー	生活必需品	4.8%
5	中国建設銀行	中国	香港ドル	金融	4.2%
6	チャイナ・マーチャンツ・バンク	中国	香港ドル	金融	4.2%
7	テンセント・ホールディングス	中国	香港ドル	コミュニケーション・サービス	3.6%
8	シラージー	台湾	新台湾ドル	情報技術	2.9%
9	チャリース・ホールディング	台湾	新台湾ドル	金融	2.6%
10	ウルトラ・テック・セメント	インド	インドルピー	素材	2.1%

年間收益率の推移（暦年ベース）※各ファンドにベンチマークはありません。

A(米ドル円ヘッジ)



B(為替ヘッジなし)



※各ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2012年は各ファンドの設定日(9月28日)から年末までの收益率を表示しています。

- 各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。 ※詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入に際して	販売会社によっては、「A(米ドル円ヘッジ)」もしくは「B(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所のいずれかの休業日は、スイッチングを含め、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ※申込受付不可日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2022年3月4日から2022年5月26日まで
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、決済機能の停止、外國為替取引の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	2012年9月28日(設定日)から2022年6月3日まで
繰上償還	「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」の合計の純資産総額が30億円を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年3月、6月、9月および12月の各3日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わないことがあります。 当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。「一般コース」の場合、原則として、税引後、決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の場合、原則として、税引後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」の合計で1,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、 委託会社のホームページ(https://www.russellinvestments.com/jp/)に掲載します。
運用報告書	6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページでご覧いただけます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「A(米ドル円ヘッジ)」および「B(為替ヘッジなし)」との間でスイッチングができます。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかりますので、ご注意ください。なお、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)を上限 として販売会社が定める手数料率とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.815%(税抜1.65%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎決算日または信託終了のときに各ファンドから支払われます。 <信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率> (信託報酬の配分)		
	支払先	配 分	役務の内容
	委託会社*	年率0.825% (税抜 0.75%)	各ファンドの運用等の対価
	販売会社	年率0.935% (税抜 0.85%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.055% (税抜 0.05%)	各ファンドの資産管理等の対価
※「A(米ドル円ヘッジ)」およびマザーファンドで運用の指図に関する権限の委託をしているラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シーへの報酬額は、委託会社が受ける報酬から支払われます。			
諸費用	監査費用(監査法人等に支払うファンドの監査費用)、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等について、純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.1%)を上限として、毎決算日または信託終了のときに各ファンドから支払われます。		
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が各ファンドから支払われます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※各ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時・償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。